

平成30年山形村議会第1回定例会

議事日程（第5号）

平成30年3月7日（水曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発言の取り消しの申し出について
- 日程第 3 提出議案の訂正について
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採択)
- 日程第 4 議案第5号
- 日程第 5 議案第6号
- 日程第 6 議案第7号
- 日程第 7 議案第8号
- 日程第 8 議案第9号
- 日程第 9 議案第10号
- 日程第10 議案第11号
- 日程第11 議案第12号
- 日程第12 議案第13号
- 日程第13 議案第14号
- 日程第14 議案第15号
- 日程第15 議案第16号
- 日程第16 議案第17号
- 日程第17 議案第18号
- 日程第18 議案第19号
- 日程第19 議案第20号
- 日程第20 議案第21号
- 日程第21 議案第22号
- 日程第22 議案第23号
- 日程第23 議案第24号

日程第 2 4 議案第 2 5 号

日程第 2 5 議案第 2 6 号

日程第 2 6 議案第 2 7 号

日程第 2 7 閉会中の所管の事務調査の申し出について

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
1 0 番 竹 野 入 恒 夫 君	1 1 番 赤 羽 千 秋 君
1 2 番 三 澤 一 男 君	1 3 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	教 育 長 根橋範男 君
会計管理者 小林好子 君	総務課長 赤羽孝之 君
税務課長 村田鋭太 君	住民課長 塩原美智代 君
保健福祉課長 堤 岳志 君	子育て支援課長 百瀬尚代 君
保育園長 宮澤寛徳 君	産業振興課長 藤沢洋史 君
建設水道課長 篠原雅彦 君	教育次長 上條憲治 君
総務課長 宮越卓也 君	

事務局職員出席者

事務局長 旗町通憲 君

書記 神通川直美 君

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） 全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回山形村議会定例会を再開します。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等を行うことは許可が必要となります。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、9番、西牧一敏議員、10番、竹野入恒夫議員を指名します。

◎発言の取り消しの申し出について

○議長（平沢恒雄君） これより議事に入ります。

日程第2「発言の取り消しの申し出について」を議題とします。

本日、籠田利男議員から、3月6日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定によって不穏当な発言があったため、お手元に配付した発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したいと申し出がありました。

お諮りします。籠田利男議員の申し出を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、籠田利男議員のからの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

◎提出議案の訂正について

○議長（平沢恒雄君） 日程第3「提出議案の訂正について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、2月26日提出議案第11号「山形村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、議案の訂正請求がなされております。

議案第11号について、請求のとおり訂正したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、議案第11号「山形村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、訂正することに決定しました。

◎議案第5号～議案第27号

○議長（平沢恒雄君） 既提出議案の審議、表決を行います。

日程第4、議案第5号から、日程第26、議案第27号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各委員会の常任委員会審査結果はお手元に配付の議案審査報告書のとおりですが、ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

新居禎三総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 新居禎三君 登壇）

○総務産業常任委員長（新居禎三君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果のご報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る2月28日の審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第5号「山形村道路線の認定について」、議案第6号「山形村辺地総合整備計画

の変更について」、議案第 7 号「山形村職員定数条例の一部を改正する条例について」、議案第 8 号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」、議案第 17 号「平成 29 年度山形村一般会計補正予算（第 7 号）」の所管の款項、議案第 21 号「平成 30 年度山形村一般会計予算」の所管の款項、議案第 25 号「平成 30 年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」、議案第 26 号「平成 30 年度山形村水道事業会計予算」、議案第 27 号「平成 30 年度山形村下水道事業会計予算」。

以上の 9 議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇）

○福祉文教常任委員長（上条浩堂君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る 3 月 1 日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 9 号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、議案第 10 号「山形村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 11 号「山形村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第 12 号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第 13 号「山形村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第 14 号「山形村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第 15 号「山形村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第 16 号「山形村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第 17 号「平成 29 年度山形村一般会計補正予算（第 7 号）」の所管の款項、議案第 18 号「平成 29 年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」、議案第 19 号「平成 29 年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」、議案第 20 号「平成 29 年度山形村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」、議案第 21

号「平成30年度山形村一般会計予算」の所管の款項、議案第22号「平成30年度山形村国民健康保険特別会計予算」、議案第23号「平成30年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第24号「平成30年度山形村介護保険特別会計予算」。

以上、16議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告申し上げます。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第4、議案第5号「山形村道路線の認定について」の討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第6号「山形村辺地総合整備計画の変更について」の討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決

することに決定しました。

日程第6、議案第7号「山形村職員定数条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7、議案第8号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8、議案第9号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9、議案第10号「山形村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10、議案第11号「山形村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11、議案第12号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番(大池俊子君) 1番、大池です。反対の立場から討論します。

介護保険料が上がるということは、サービスを受けられない人が出てくるということです。第5段階の平均で月330円、年3,960円の値上げです。介護度が重くなるとサービスを受けたくても回数を減らしたり、我慢している家庭も現在も出ている中での値上げには反対であります。

滞納も年々増えています。平成28年度は、未済額で280万余りと、前年度に比べて80万近く増えています。徴収率も、0.1%下がっています。不能欠損も62万円余りあります。値上げにより、ますます滞納が増える可能性も出てきます。

サービスが受けられない人を増やさないためにも、この値上げには反対であります。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

ほかに討論ありますか。

以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12、議案第13号「山形村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13、議案第14号「山形村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14、議案第15号「山形村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15、議案第16号「山形村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16、議案第17号「平成29年度山形村一般会計補正予算(7号)」について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第17、議案第18号「平成29年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（3号）」について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第18、議案第19号「平成29年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（1号）」について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第19、議案第20号「平成29年度山形村介護保険特別会計補正予算（4号）」について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第20、議案第21号「平成30年度山形村一般会計予算」について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

討論がありますので、討論を行います。

最初に本案に反対の議員の討論を許します。ありませんか。

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 議席9番、西牧でございます。賛成の上から討論をさせていただきます。

まず、平成30年度の食の自立支援委託料216万円ありますけれども、だんだんとひとり暮らし、また、生活困窮者というのが年々増えてきているというふうに思います。そういう中から、この食の自立支援、これについてやはり減額することなく、しっかりとサービスを行っていただきたいと、そのように思います。

もう1つは、ふるさと納税ということについて、歳出の中で287万1,000円ぐらい。これについては、委託料としてふるさと応援寄附金支援委託料、それから、ふるさと応援寄附金ポストカード制作委託料ということで、村長もしっかりとこのふるさと納税については取り組んでいくという答弁もいただいております。そういう上からいったときに、大体予算的には収入が500万ということでございますが、ぜひ、これを超えるような努力をしていただきたいと、このような観点から賛成の討論をさせていただきます。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 討論を続けます。

次に、本案に反対の議員の討論を許します。

ありませんか。

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池です。賛成の立場から討論させていただきます。

国では、森友文書改ざんの問題、働き方改革、生活保護基準削減や、そして、一番大きな憲法9条改定など、大きな問題が次々と起きています。地方議会は関係ないなどと言ってはられない情勢になっていると思います。

さて、自立の村、協働の村づくりのための平成30年度の村の一般会計予算は、総額35億6,598万3,000円、4億7,058万3,000円増になっています。

清水展望台の施設整備、ふるさと応援寄附金支援委託料、現物給付分医療費、児童館長、店舗リフォーム事業など、新たな計画が入れられています。

しかし、保育園の空調設備に向けてについての準備について、基本的には私は空調設備については反対であります。子どもは、小さいうちから負荷をかけてたくましく育っていくと思っています。快適な条件ばかりでは、たくましくはならないと考えています。

そのほかに、住宅リフォーム事業や農業機械への補助など、利用が多く、住民に大変喜ばれていたものがなくなっています。

また、プラス面では、長年の念願でもありました子どもの医療費の窓口無料化が8月より実施されることになっています。病後児保育や産後ケアの取り組み、新2年生の30未満学級の村費の先生の予算や、少人数学習への取り組みで、新3年生には先生をつけるなど、また、シャワールーム設置は、地震などにおいても小学校が避難所になっていますから、利用できるなど、多いに評価できます。

そして、高校生までの窓口無料化は障害児も含めて新たに希望を言いまして、賛成討論とします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） それでは、討論を続けます。

本案に反対の議員の討論を許します。

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条浩堂です。本庄村長による、本当に進化が問われる初めての予算編成と思いますが、年々義務的予算の比重が増す中で、各課のバランスがまあまあとれた予算かなと、評価はいたします。

病後児保育対策、また、商工業者向けの店舗等リフォームの助成、こういう新たな

工夫がなされていたことは評価いたします。

一方で、清水高原に建設予定の展望については、少々違った意見を申し上げたい。住民のパブリックコメント等を経て、その規模に関しては十分な意見集約が必要と思う。建設がなされたその直後から、維持管理の費用は全額村が負担していかなければならないからであります。より慎重な審議を経て決定していただきたい。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平沢恒雄君） 次に、日程第21、議案第22号「平成30年度山形村国民健康保険特別会計予算」について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第22、議案第23号「平成30年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報

告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第23、議案第24号「平成30年度山形村介護保険特別会計予算」について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第24、議案第25号「平成30年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第25、議案第26号「平成29年度山形村水道事業会計予算」について、討論、採決を行います。

一部、日程第25について訂正し、再度申し上げます。次に、日程第25、議案第26号「平成30年度山形村水道事業会計予算」について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第26、議案第27号「平成30年度山形村下水道事業会計予算」について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉会中の所管の事務調査の申出について

○議長(平沢恒雄君) 日程第27「閉会中の所管の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の所管の事務調査の申出書が、お手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の所管の事務調査事項については、各委員長申し出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり、閉会中もなお事務調査することに決定をしました。

以上で、本定例会の議事日程は全て終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（平沢恒雄君） 村長より閉会の挨拶があります。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成30年第1回定例会は、2月26日から本日3月7日まで、10日間にわたり開催されました。本定例会では、副村長の人事案件をはじめ、提案申し上げました29のすべての案件につきまして、それぞれ慎重にご審議の上、承認または議決を賜り、まことにありがとうございました。

私が村長に就任しまして、1年が過ぎようとしております。この間、議員の皆様には村政の運営にご指導、ご協力を賜りましたことに、心より感謝申し上げます。

さて、半月後には、村議会議員の選挙が予定されております。今期で勇退される議員の皆様には、今後ともそれぞれの立場で村政の発展にご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

春は、別れの季節でもございます。来月、4月22日、山形村議会においても、1つの歴史が終わろうとしております。任期4年のこの間、当山形村議会のさまざまな取り組みと議員各位の献身的な活動に対し、村民の1人として改めて敬意と感謝を申し上げます。

これより、新年度に向け何かと多忙な季節となりますが、議員の皆様にはご健勝でますますのご活躍を祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本定例会、大変お疲れさまでございました。

◎閉会宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、平成30年第1回山形村議会定例会を閉会し、散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時20分）